

令和5年 9月6日

川崎市議会議長 青木功雄様

多摩区

社会教育を考える川崎の会

ほか 1,767名

市民館・図書館の指定管理者制度導入の条例変更議案の
継続審議を求める陳情

陳情の要旨

市民館・図書館の指定管理者制度導入の条例変更議案を継続審議にしてください。

陳情の理由

市民が最も利用する、市民みんなの大事な公共の社会教育施設である市民館・図書館の管理運営に指定管理者制度を導入するための条例変更の議案が、この9月議会に提案されることになっています。

- ① この管理運営の案は、昨年6月1日に本市のホームページで1か月間パブリックコメントの公募を知らせる掲示が出されただけで、各市民館や図書館への掲示もなく、これまで一度も市主催の市民への説明会は開かれていません。パブコメの集計は、521件中93%が疑問や反対の意見でした。
- ② 市へ説明会の開催を要望しましたが、「市主催では開催できない（理由は不明）。市民団体が開催し、市の方へ要請があれば出掛ける」ということで、去る7月30日当会主催で市の説明会を開催しました。高津市民館の一番広い一般会議室（大会議室ではない）へ入り切れないぐらい市民が集まりました。市の社会教育に関して提言することが役割の川崎市社会教育委員会では、指定管理者制度の導入の是非は審議されなかった、ということが分かりまし

た。

- ③ 継続審議になれば、7つの各市民館で一般市民を対象にした指定管理導入の理由の説明会を市主催で開催することもできます。市民に一番身近な市民館・図書館が市民の知らないうちに、そして社会教育委員会議での十分な審議もなく、民間の営利会社等に委託されるということが決められるのは到底納得できません。

（自治基本条例第2条）本市の最高規範である自治基本条例第15条（行政運営の基本）市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること、第11条（議会の責務）議会は市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、開かれた議会運営に努めます、にのっとり適切に審議くださるようお願いいたします。